

出席停止となる感染症一覧表

- ・一覧表にある感染症にかかったときは、法律で定められた「出席停止」となり、「欠席」にはなりません。
- ・感染症の疑いのある場合には、医師の診断を受けて下さい。
- ・感染症の診断を受けた場合は速やかに学校に連絡し、医師の許可があるまで家庭で休養をとって下さい。

《 第1種 学校感染症 》

病名	出席停止期間	提出書類
エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ベスト マールブルグ ラッサ熱 急性灰白髄炎(ポリオ) シフテリア 鳥インフルエンザ(H5N1型) 重症急性呼吸器症候群(SARS)	治癒するまで	治癒証明書 (医師が発行するもの)

《 第2種 学校感染症 》 飛沫感染のため、学校において流行する可能性が高い感染症

病名	主な症状	潜伏期間	出席停止期間	提出書類
インフルエンザ	悪寒、頭痛、高熱、咳、鼻水、倦怠感・のどの痛み	1～4日	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで	インフルエンザ経過報告書
新型コロナウイルス感染症	発熱、咳、のどの痛み、鼻水	1～14日	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで	なし
百日咳	コンコンと短く激しい咳が続く	7～10日	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること	意見書
麻疹(はしか)	発熱、咳、鼻水、目やに、結膜充血、コプリック斑	8～12日	解熱後3日を経過していること	
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺の腫れ、痛み	16～18日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること	
風疹(3日はしか)	発熱、発疹、耳の後ろ～首のリンパ節の腫れと圧痛	16～18日	発疹が消失していること	
水痘(みずぼうそう)	発熱、発疹(紅斑→水疱→かさぶたに変化、かゆみや痛みを伴う)	14～16日	全ての発疹が痂皮(かさぶた)化していること	
咽頭結膜熱(プール熱)	高熱、のどの痛み、頭痛、首～後頭部のリンパ節の腫脹、結膜充血	2～14日	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること	
結核	発熱、咳、たん、倦怠感	6ヶ月以内	医師により感染の恐れがないと認められていること	
髄膜炎菌性髄膜炎	高熱、頭痛、意識障害、嘔吐	4日以内		

《 第3種 学校感染症 》

病名	主な症状	潜伏期間	出席停止期間	提出書類
コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス			医師により感染の恐れがないと認められていること。	意見書
流行性角結膜炎	結膜充血、まぶたの腫れ、異物感、流涙、目やに、耳前リンパ節の腫れ	2～14日	結膜炎の症状が消失していること	
急性出血性結膜炎	結膜出血、充血、まぶたの腫れ、異物感、流涙、めやに、角膜びらん	1～3日	医師により感染の恐れがないと認められていること	

下の一覧表にあげた病気は、基本的に出席停止ではありませんが、医師の指示に従い、出席停止にする場合があります。適切な治療を受けてください。

病名	主な症状	登校目安(必ず医師に確認する)	提出書類
溶連菌感染症	発熱、のどの痛み、首のリンパの腫れ	抗菌薬内服後24～48時間経過していること	登校届
マイコプラズマ感染症	咳、発熱、頭痛	発熱や激しい咳が治まっていること	
手足口病	発熱、口腔・咽頭水疱、手・足の末端や肘、膝、臀部の水疱	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること	
伝染性紅斑(リンゴ病)	かぜ様症状、顔の紅斑、手足の発赤	全身状態が良いこと	
感染性(ウイルス性)胃腸炎	嘔吐、下痢	嘔吐、下痢等が治まり、普段の食事がとれること	
ヘルパンギーナ	発熱、咽頭痛。咽頭に赤い発疹→水疱→潰瘍	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること	
RSウイルス感染症	発熱、鼻汁、咳、喘鳴	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと	
帯状疱疹	丘疹、小水疱が帯状に群がって出現	全ての発疹が痂皮(かさぶた)化していること	
※アタマジラミ	頭髪部のかゆみ		
伝染性軟属腫(水いぼ)	いぼ	出席停止の必要はありませんが、担任にはご連絡下さい。医師の診断に従い、治療して下さい。	登校届 (医師から感染の恐れがあり、出席停止を指示された場合)
伝染性膿痂疹(とびひ)	紅斑を伴う水疱や膿疱、かゆみ		

日本学校保健会『学校において予防すべき感染症の解説』2018.3

厚生労働省HP「新型コロナウイルス感染症について」